

温室効果ガス等

1. 予 測

- | |
|--------------------|
| 一 予測地域
対象事業実施区域 |
|--------------------|

予測地域については、基本的に対象事業を実施する区域とする。

- | |
|---|
| 二 予測の基本的な手法
施設の稼働に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の把握 |
|---|

(1) 予測項目

温室効果ガス等の排出量を予測する項目は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する温室効果ガス及び「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に規定する特定物質について、別表第1を参考として対象事業に係る施設の稼働に伴う活動要素の内容を勘案し、環境要素の小項目から選定する。

(2) 予測方法

温室効果ガス等の予測は、対象事業に係る施設の稼働等に伴い発生する温室効果ガス等の量のうち、大気中に排出される量の把握により行うものとする。

温室効果ガス等の排出量の予測方法は、以下に掲げるものの中から適当と思われるものを選定することとする。

a 排出原単位に活動量等を乗じて算定する方法

燃料等の燃焼行為に伴い排出される物質、製品等の製造過程において排出される物質、又は廃棄物最終処分場・し尿処理施設等、施設の稼働に伴い排出される物質ごとに、各行為・過程等における排出原単位に、対象事業の活動量等を乗じて算定する。

なお、製造プロセスや排出抑制対策により排出形態が異なることから、排出原単位の使用に当たっては、当該原単位が作成された背景と対象事業の計画内容を比較・検討し、必要に応じ補正して用いるものとする。

また、発生する温室効果ガス等を回収又は処分する場合及び対象事業に係る施設の稼働に伴い温室効果ガス等の排出削減が見込まれる対策等を実施する場合は、回収・処分量又は削減量を減じた量を排出量とする。

b 事例の引用又は解析により算定する方法

類似事例の引用又は事例の統計解析により、当該事業の実施に伴う排出量を把握する。

類似事例の引用に当たっては、できるだけ類似性の高い事例を選定するものとする。

c その他適切に算出する方法

(3) 予測結果の整理

予測項目ごとに発生量、回収・処分量又は削減量及び排出量を整理する。

なお、温室効果ガスについては、温室効果ガス毎の排出量に加えて、各温室効果ガス排出量に地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素排出量に換算した量についても整理するものとする。

(4) 温室効果ガス算定にあたっての留意事項

- a 温室効果ガス等の排出量の把握に当たっては、①直接排出及び②電気・熱の使用に伴う間接排出を算定の対象とする。

①直接排出

直接排出とは、対象事業実施区域内の施設・設備から発生する温室効果ガス等の排出のことをいう。工場等における化石燃料の燃焼による排出、生産プロセス等における排出、対象事業実施に伴い事業者が使用する自動車等からの排出が該当する。

②電気・熱の使用に伴う間接排出

自らの事業活動に伴って排出される直接排出量に加えて、電気事業者や熱供給業者から電気や熱の供給を受ける場合が該当する。

- b 温室効果ガスの排出量の算定は、「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン（試案 Ver1.6）平成15年7月 環境省地球環境局」を参考に、行うものとする。

三 予測対象時期等
供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期

施設の供用又は稼働が通常の状態に達する時期とともに、影響が最大になる時期を設定することができる場合は、その時期を併せて行うものとする。

2. 評価

温室効果ガス等の排出量が事業者により実行可能な範囲内でできる限り抑制されているかどうかを検討する手法

(1) 環境保全措置の実施の方法

環境保全措置の実施の方法の検討は、温室効果ガス等の排出量の抑制を主体として検討することとし、温室効果ガス等の排出量の抑制の手法について複数案を比較検討し、事業者の見解をとりまとめることにより行う。

(2) 環境保全措置の効果

環境保全措置の実施による温室効果ガス等の排出抑制効果を検討する。

この場合、事業者が行う環境保全措置に係る排出抑制対策、実行可能なより良い技術の有無、エネルギー消費・排ガス・排水等への影響、事業者が実施できなかった対策及びその理由等を含めて総合的に検討する。

別表1 対象事業と環境小項目

	温室効果ガス						オゾン層を破壊する物質
	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	特定物質
発電用電気工作物	○	○	○				
工業団地造成事業	○	○	○	○	○	○	○
工場	○	○	○	○	○	○	○
終末処理場	○*	○	○				
し尿処理場	○*	○	○				
廃棄物焼却施設	○	○	○				
対象港湾計画に定められる港湾開発等	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物最終処分場	○	○					

※：汚泥の焼却施設を設置する場合に限る。